



2024年9月20日

各 位

会 社 名 株式会社ファインシンター
代表者名 代表取締役社長 山口 登士也
(コード番号 5994)
問合せ先 執行部 コーポレートガバナンス部長
桜井 博
(TEL 0568-88-4355)

2025年3月期第1四半期決算短信の開示日程(再延期)に関するお知らせ

当社は、2024年7月30日付「2025年3月期第1四半期決算短信の開示日程に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、四半期決算短信の開示を2024年9月26日に行うように努めてまいりましたが、下記のとおり、2025年3月期第1四半期決算短信の開示日程を再延期することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 2025年3月期第1四半期決算短信の開示日程(予定)について

2024年10月30日

2. 2025年3月期第1四半期決算短信の開示を再延期する理由

2024年8月30日付「有価証券報告書の提出期限延長(再延長)の申請に係る検討のお知らせ」、及び「特別調査委員会による調査の進捗状況に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社の海外子会社であるファインシンターインドネシア株式会社において、2021年3月期頃から2024年3月期までの棚卸資産の不適切な会計処理により、実態と相違がある資産計上が行われている疑いがあることから、外部の専門家を含む特別調査委員会(以下「本特別調査委員会」といいます。)を設置のうえ、調査を進めております。当初の調査対象に関する調査は概ね完了しておりますが、調査の過程で、当社国内工場において製造されていた部品の一部について、販売予定が無くなったにもかかわらず、複数年にわたって棚卸資産として資産計上されたままとなっている事実が新たに確認され、追加調査を実施しております。なお、当社の会計監査人からも、2024年3月期の監査意見を形成するためには本特別調査委員会による追加調査の必要がある旨の連絡を受けました。

本特別調査委員会による追加調査、調査完了後の当社決算作業及び会計監査人による有価証券報告書の追加的な監査手続等に相応の日数が必要となったことから、2024年9月2日付「2024年3月期有価証券報告書の提出期限延長(再延長)に係る承認申請書提出のお知らせ」、及び同日付「2024年3月期有価証券報告書の提出期限延長(再延長)申請に係る承認のお知らせ」にてお知らせしましたとおり、2024年3月期有価証券報告書を法定提出期限内に提出することが困難となり、2024年6月28日付で東海財務局より延長の承認を受けた提出期限である2024年9月2日から更に1か月程度の日数を要する見込みとなったため、9月2日付で提出期限延長(再延長)に係る承認申請書を東海財務局に提出し、同日付で延長(再延長)後の提出期限を2024年9月30日とする承認を受けました。

本日現在、本特別調査委員会の追加調査が継続しており、当社の2024年3月期連結会計年度への具体的な影響額は確定しておらず、2024年3月期決算関連手続も完了していないため、2025年3月期第1四半期の決算短信の開示時期を再延期することといたしました。

3. 2025年3月期第2四半期（中間期）決算短信の開示への影響について

当社は、決算短信については決算日後30日を目途に開示を行っておりますが、2025年3月期第1四半期の決算発表の再延期に伴い、決算日後45日以内に決算内容が固まり次第、2025年3月期第2四半期（中間期）決算短信を開示する予定です。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なご迷惑、ご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上